

平成23年2月25日

経営委員会 御中

監査委員会活動結果報告書

(新会長任命に至るまでの過程についての調査報告書)

選定監査委員 井原 理代

選定監査委員 石島 辰太郎

選定監査委員 浜田 健一郎

I 経緯

経営委員会は、平成23年1月24日に任期満了となる福地茂雄会長の後継の会長として、松本正之氏を任命した。この任命に至るまでの過程において、混乱が生じたことが指摘され、監査委員会は、経営委員会が新会長任命にあたって取り決めた「会長候補を選考する際の手続き」(平成22年12月7日指名委員会決定)(以下、「手続き」という)、および放送法30条の3に基づき定められている「経営委員会委員の服務に関する準則」(以下、「準則」という)を、各経営委員が遵守し行動したかどうかを確認するなど、必要な調査を実施することを、平成23年2月8日の経営委員会で表明した。

それに基づき、「経営委員への確認書」の提出を求め、小丸前委員長を含む12名全員から受領した。その結果、今回の会長任命をめぐる経営委員会(指名委員会)の動きについて、記者等から直接取材を受け、それに応じたことがあったが、全員から「準則」を遵守し行動した旨の確認を得た。また、小丸前委員長からは、「手続き」について、12月19日の候補者との接触は、就任の要請でない旨の回答を得た。

しかし、監査委員会としては、会長任命関連の情報が様々に報道されることとなり、情報管理のあり方に対する批判があることについて経営委員会・経営委員として認識すべき問題・課題を検証し、今後の改善のあり方に資するための調査(以下、「本調査」という)を行うこととした。

II 調査方法

1 方針

調査の目的に照らし、監査委員会としては、迅速性を重視し、かつ、放送法第23条の5に根拠をもつ監査委員会が行う調査とすることとした。また、調査実施にあたっては、調査の客観性・手続的妥当性・公正性を確保するため、二つの法律事務所の5名の弁護士を調査の補助者とした。

本調査対象事象は、NHKが最も尊重すべき報道の自由の根幹である取材源の秘匿に関連する調査であること、経営委員会は公開と透明性を旨として運営されるべきことには十分な尊重と配慮を払いつつ本調査を実施した。

2 調査方法

(1) 調査手法と調査管理

調査は短期間の集中調査の手法とし、調査管理は厳正に行った。

(2) 基礎調査

基礎調査は、関連報道の調査と経営委員会（非公式会合等を含む）、ブリーフィングと質疑応答（以下「正式発表」という）等の相関関係、経営委員会事務局と経営委員会間で授受されたメール内容を調査することとした。

(3) 調査範囲

基礎調査の結果から調査範囲は、直接・迅速な調査が可能な次のとおりとした。

1) 経営委員 11名

2) 経営委員会事務局と委員会事務局以外の必要な協会関係者

3) 小丸前委員長

前述のとおり「経営委員への確認書」の提出を受けているが、聞き取り調査等への協力が得られなかった。

(4) 質問・回答書の作成と回収

基礎調査結果に基づいて、経営委員 11名、協会関係者に対する質問事項を抽出し、各経営委員からは聞き取り時に質問・回答書の提出を受けた。

(5) 聞き取り調査

提出を受けた質問・回答書に関連して、経営委員 11名と必要と判断された協会関係者から、原則として直接面談による聞き取り調査を行った。なお、この聞き取り調査にあたっては、本調査の目的、提出を受けた質問・回答書の取り扱い、聞き取り調査結果の取り扱いについて、出席監査委員から口頭をもって説明した。

3 調査内容

(1)基礎調査

1) 事象報道に関する基礎調査

基礎調査は、経営委員会で管理されるべき事象についての報道とその報道時期・内容について行った。なお、これらの報道や事後の各種報道(週刊誌等を含む)には、経営委員、協会関係者、候補者、総務省関係者へ取材したとの記述がある。

基礎調査結果を取りまとめると、次のとおりとなる。

	報道事象	事象発生日	初出事象報道日	正式発表
A	候補者実名と優先順位	12月21日	12月23日	無
B	安西氏の受諾	12月27日	12月29日※	無
C	安西氏の質問事項	不明	12月29日	無
D	経営委員会と安西氏の面談	1月5日	1月7日	無
E	安西氏と3経営委員の面談	1月10日	1月11日	無
F	経営委員会における福地前会長の会長候補者推薦	1月12日	1月14日	無

※報道事象Bについては、12月28日の配信がある。

2) 経営委員会事務局と経営委員会間で授受されたメール内容の調査

上記メール内容については、事務局保存データの悉皆調査を行ったが、いわゆる事務連絡のみが行われており、報道事象の内容にわたる情報の授受は行われていない。

以上の基礎調査結果に基づいて、質問・回答書を作成した。

(2)質問・回答書

1) 経営委員

経営委員11名に対しては、AからFまでの全ての報道事象について、取材の有無、第3者への開示(第3者は悉皆的に例示した)の有無、これらの事象に関する取得情報の管理などについて、総計53項目について設問し、全項目について回答を得た。

2) 経営委員会事務局

経営委員会事務局に対しては、報道事象Aに関する情報取得時期と取得経路、報道事象Cに関する情報取得時期と取得経路、報道事象Dに関する情報取得時期と取得経路について総計9項目について設問し、全項目について回答を得た。

(3)聞き取り調査

1) 経営委員に対する聞き取り調査

聞き取り調査は、監査委員1名、補助者2名から5名の体制で、経営委員11名

から、主として質問・回答書に関連する事項について実施した。なお、聞き取り内容については、事後、経営委員本人の確認を得た。

2) その他の聞き取り調査

報道事象Cについては監査委員1名、補助者3名の体制で、経営委員会事務局以外の協会職員から聞き取りを実施した。なお、聞き取り内容については、事後、同職員の確認を得た。その他、必要な協会職員に聞き取りをした。

III 調査結果

1 確認した事実

(1) 経営委員に対する調査結果

経営委員から提出された質問・回答書、経営委員に対する聞き取り調査からは、次の事実が得られた。

1) 取材の有無

各経営委員により多寡はあるものの、経営委員11名に対して個別に取材の申し込みが行われている。取材は、多くの経営委員に対し、ぶら下がり、自宅訪問、電話を含めた集中的な取材申し込みが行われていた。

これらの取材に対する経営委員側の対応は、

- ・会長任命過程については取材を完全に拒否するという対応、
 - ・記者から一応話は聞き、回答では内容は話さないという対応、
- の2タイプであった。

2) ブログ、ホームページおよび掲示板などへの書き込み

本件各報道事象について、報道される以前にブログ、ホームページおよび掲示板などへ書き込み、または、内容を記載したメールを送信した経営委員は認められなかった。

3) メモなど

経営委員会の席上または安西氏との会合において、メモを取った経営委員は少數いたが、直ちにシュレッダーで廃棄したか、ノートを厳密に保管しており、これらのメモやノートから情報が外部に漏れた可能性は窺えなかった。

4) 守秘意識等

経営委員における守秘意識は、その職責に相応するものであった。

(2) 経営委員会事務局職員等に対する調査結果

経営委員会事務局職員全員の質問・回答書からは、これらの職員が事象報道の情報源となっている可能性は窺えなかった。

経営委員会事務局以外の協会職員から行った聞き取りからは、事象報道の情報源となっている可能性は窺えなかった。

2 判明した問題点

(1)各報道事象に関する問題点

1) 報道事象Aに関する問題点

12月21日の指名委員会の議事内容は、経営委員のみが知る情報であり、これが詳細に掲載されたことは問題である。委員会終了後から多くの経営委員に対する取材申し込みがあり、聞き取り調査結果からは、経営委員が全候補者名・優先順位に関する取材に直接対応した事実は認められない。

しかし、記者側の取材能力は高く、経営委員に対する取材が、顔色の変化や態度等から裏付けの根拠を取得し、個別に取得した断片的な感触をつなぎ合わせて、事象全体の正確な認識を形成するという一般的な取材手法(いわゆる当て取材)に使用された可能性は否定できない。

また、次のことが指摘できる。報道された状況においては、その時期が年末であり、各経営委員が重要な本務を有し多忙であること、各経営委員が全国各地に在住することを考慮しても、経営委員会全体としての速やかな対応協議が行われることが望ましかった。

2) 報道事象Bに関する問題点

会長候補者となることの打診に対する受諾は、12月27日に小丸前委員長から、直接、電話で各経営委員に伝えられた。調査結果によれば、数人の経営委員に対してこの報道以前に当て取材が行われているが、当て取材のもととなった情報伝播に関する経営委員会・経営委員の関与を窺わせる事実はなかった。

しかし、次のことが指摘できる。小丸前委員長からの連絡に対する各経営委員の受け止めが必ずしも一様ではなく、経営委員間の正確な情報交換ルートの存在が望ましかった。

3) 報道事象Cに関する問題点

本調査では、小丸前委員長側をとおして会長職の執務環境についての質問を受けた協会職員がいたことが確認されたが、事象報道についての関与は認められなかった。

聞き取り調査によると、経営委員はいずれも、安西氏が執務環境について質問をしたこととその内容は承知していないことから、事象報道についての関与は認められなかった。

しかし、次のことが指摘できる。安西氏が執務環境について質問をしたこととその内容は、全経営委員によって共有されることが望ましい事柄であり、質問についてどのように取り扱うかについても、全経営委員によって協議されることが望ましい内容と考えられる。前述と同様、年末という時期的問題、経営委員の本務多忙、各地の在住という事情があるにせよ、曲解などを防ぐため、安西氏から説明を求められたという事実そのものを共有し、協議対応することが望ましかった。

4) 報道事象Dに関する問題点

報道事象Dは、非公式会合であり、調査結果によれば、経営委員が情報を伝達したと認められる事実は窺われなかった。

しかし、情報管理の側面からみれば、事象報道Aを踏まえた情報管理の強化が図られているべきであった。

5) 報道事象Eに関する問題点

報道事象Eは、1月10日に行われた3経営委員と安西氏の面談であり、本調査においては、数名の経営委員に対して面談の有無や趣旨に関する取材があったことが判明しているが、取材を受けた経営委員は面談に出席しておらず、この取材によって記事が掲載されたとは考えられない。本調査によっては、具体的に指摘すべき問題点を掲記することはできない。

6) 報道事象Fに関する問題点

報道事象Fは、1月12日に開催された指名委員会における福地前会長の発言であるが、本調査によっては、具体的に指摘すべき問題点を掲記することはできない。

IV 情報管理上の改善が望まれる事項

1 外部に対する情報伝達についての経営委員共通認識の醸成

本調査の結果によれば、経営委員11名に対して種々の取材申し込みが行われている。経営委員の職務遂行上、これらの取材への対応を一律に禁止することや、NHKと関係を有する多くの方々に対して一律に情報伝達を禁止することは適当でない。しかしながら、経営委員会として秘匿を決定した事項についてはルールを策定する等、情報に関する取り扱い区分や区分に従った情報伝達のあり方などについて、経営委員全員に共通する認識を醸成することが望まれる。

2 重要事項の外部伝達に関し、複数経営委員が立会うなどの方法論の策定

経営委員会の職責を果たすためには、さまざまな外部関係者と面談・接触し、重要事項を伝達する必要がある。伝達した情報の正確性・受領した情報の正確性を確保するためにも、重要事項の伝達には、複数経営委員が立ち会うなどの方法論を策定することが望まれる。

3 経営委員会内部での必要な情報共有化ルールの策定

本調査によれば、本来経営委員全員で共有されるべき情報の共有化がなされておらず、そのため、経営委員に対する取材や事象報道によって知ったということが判明している。これが混乱の一因になったことは否めないと判断されることから、経営委員会内部での必要な情報の共有化とその取り扱いの明確化が図られることが望まれ

る。

4 経営委員間の情報交換ルート、伝達ルールの確立

今回の会長任命過程は、年末年始という時期に行われ、本務多忙、各地の在住という経営委員の実情からすれば、情報を交換するルートやこれに関する方法論が確立されていなければ情報共有を行うことが困難である。しかし、厳正に取り扱われるべき情報の伝達については、正確に伝達され、それが確認され得る手段を取ることが肝要である。今後、経営委員間において共有化されるべき情報交換のルートと情報区分に応じた伝達ルールの確立が望まれる。